

令和8年4月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (28201)	
地域名 (地域内農業集落名)	兼田 (兼田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月12日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、市街化区域に水はけが良い農地が広がっているため、ほうれん草などを主とした葉物野菜の栽培が盛んであり、水稻のみではなく多様な農業が営まれている。また、人口密度の高い地域と隣接しており出荷条件も整っている。そのため、担い手による野菜を中心とした近郊型農業を進めていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

個人の水稻農家の意思を尊重しつつ、水はけのよい農地、人口密度の高い地域と隣接するため出荷条件が良いなどの好条件を生かし、担い手による葉物野菜を中心とした近郊型農業を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

多くの農地が市街化区域に存在しており、農地転用されず残っている農地を農業上の利用が行われる農用地等とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
一部に存在する市街化調整区域について利用状況を確認しつつ判断していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
一部に存在する市街化調整区域について利用状況を確認しつつ判断していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
一部に存在する市街化調整区域については、基盤整備に必要な面積が足りないため、前向きに取り組む余地がない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農家の世代交代が起こるよう支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--